

(有) みづほ

代表取締役
山口 康児 様

長崎県知事 中村 法道



一般 建設業の許可について (通知)

令和 2年 9月 24日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	長崎県知事 許可(般一 2) 第 13383 号
許可の有効期間	令和 2年11月25日から 令和 7年11月24日まで
建設業の種類	
土木工事業 石工事業 舗装工事業 水道施設工事業	とび・土工工事業 鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業 解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 7年10月 25日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)